

令和6年第4回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和6年3月15日（金） 午後1時00分
閉会日時	令和6年3月15日（金） 午後1時42分
場 所	湯沢市役所本庁舎 3階 会議室33・34
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第10号 部課長及び施設長の任免について

議案第11号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

議案第12号 令和5年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について

議案第13号 湯沢市学校給食費補助金交付要綱の制定について

【前回議事録の承認】

令和6年第3回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・ 齋藤憲三・山崎貞一顕彰会奨励賞受賞 湯沢南中学校自然科学部
- ・ 3月25日、部活動地域移行について意見交換会を実施予定。各中学校から2名ずつ参加していただく。
- ・ 稲川スキー場は3月10日昼で今シーズンの営業を終了。
- ・ 高校入試について。
- ・ 小中学校の卒業式について。
- ・ 3月定例会について。

令和6年第4回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

○議案第10号 部課長及び施設長の任免について

※ 人事に関する内容であるため、秘密会とすることが教育長から提案され、出席委員全員の賛同により非公開の取り扱いとなった。

審議及び採決は教育長と委員のみで行うこととし、事務局職員は退室。

<質疑等>

なし

事務局職員再入室時に、本議案「可決」である旨、教育長の報告あり。

○議案第11号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	生涯学習課に新しい室が設置されるということで、開所に向け必要なことと思うが、生涯学習課の業務量が多くなり大変であろう。力を合わせ乗り切っていかなければならないものと思う。
----	---

○議案第12号 令和5年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	補助金審査会で承認を得て、事業継続が決まっているとすれば何も言うところはない。 確認であるが、「婦人会」という言葉は今も使っているのか。
生涯学習課長	今も使っている。 なお、連合婦人会に加入しているのは、旧湯沢市の婦人会と旧稲川町の婦人会の2団体である。主な活動は、歳末の募金活動、それぞれの単会における勉強会・研修会などである。
委員	地域活動としては、湯沢と稲川での活動、単会となれば湯沢と稲川それぞれで活動ができるということで良いか。
生涯学習課長	そのとおりである。

○議案第13号 湯沢市学校給食費補助金交付要綱の制定について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	市内の小中学校だけでなく、県立の小中学校及び市外の小中学校に通う子どもたちにも補助するということは、湯沢の将来を子どもたちに担ってもらいたいと、住民が期待している気持
----	---

令和6年第4回 湯沢市教育委員会議事録

	ちがあるからこそ、このような制度になったものと思う。そのような思いが、子どもたちに伝わればよいと思う。
教育総務課	3月定例会で学校給食費無償化に係る関係条例を可決いただいた後、保護者の皆様にチラシなどで制度を周知していきたい。また、そのような思いが伝わるよう工夫していきたい。

令和6年第4回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第10号	部課長及び施設長の任免について	可 決
議案第11号	湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について	可 決
議案第12号	令和5年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について	可 決
議案第13号	湯沢市学校給食費補助金交付要綱の制定について	可 決

令和6年第4回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書 記

令和6年 第4回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和6年3月15日(金) 午後1時00分

場 所 市役所本庁舎3階 会議室33・34

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和6年 第4回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第10号 部課長及び施設長の任免について

議案第11号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

議案第12号 令和5年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について

議案第13号 湯沢市学校給食費補助金交付要綱の制定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第10号

部課長及び施設長の任免について

部課長及び施設長を別紙のとおり任免する。

令和6年3月15日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

議案第11号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

多様化する行政ニーズに対応するため、効率的な組織づくりを目指し、生涯学習課内に複合公共施設の開設準備業務を行う複合公共施設開設準備室を設置する組織機構及び事務分掌の改正を行うものです。

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき、湯沢市教育委員会の事務局の内部組織に関し必要な事項を定めるものであります。

2 規則の改正理由

多様化する行政ニーズに対応するため、効率的な組織づくりを目指し、令和6年度機構改革により、生涯学習課内に複合公共施設の開設準備業務を行う複合公共施設開設準備室を設置する組織機構及び事務分掌の改正を行うものです。

3 変更点

①第3条(部、課、室及び班)

＜組織機構の変更＞

現在の内容		改正案	
生涯学習課	社会教育班 スポーツ 振興班 文化財保護室	生涯学習課	社会教育班 スポーツ 振興班 文化財保護室 <u>複合公共施設開設準備 室</u>

②別表(各班が分掌する事務一覧)

＜複合公共施設開設準備室の分掌事務＞

- 1 複合公共施設の施設開所の準備、運営に関すること。

4 実施時期等(今後の予定)

施行日：令和6年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

令和6年3月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「文化財保護室」の次に「複合公共施設開設準備室」を加える。
別表生涯学習課の部中

「

文化財保護室	1 文化財の保護、保存及び活用に関すること。 2 埋蔵文化財に関すること。 3 民俗芸能の保存に関すること。 4 文化財保護審議会に関すること。 5 佐竹南家御日記編さんに関すること。 6 郷土資料の収集及び編さんに関すること。 7 文化財の保存及び展示施設に関すること。
--------	--

」

を

「

文化財保護室	1 文化財の保護、保存及び活用に関すること。 2 埋蔵文化財に関すること。 3 民俗芸能の保存に関すること。 4 文化財保護審議会に関すること。 5 佐竹南家御日記編さんに関すること。 6 郷土資料の収集及び編さんに関すること。 7 文化財の保存及び展示施設に関すること。
複合公共施設開設準備室	1 複合公共施設の施設開所の準備、運営に関すること。

」

に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案																				
(部、課、室及び班)	(部、課、室及び班)																				
第3条 事務局に次の部、課、室及び班を置く。	第3条 事務局に次の部、課、室及び班を置く。																				
<table><tr><th>部</th><th>課</th><th>室及び班</th></tr><tr><td rowspan="3">教育部</td><td>教育総務課</td><td>総務班 施設管理班 学事班</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>指導班</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 _____</td></tr></table>	部	課	室及び班	教育部	教育総務課	総務班 施設管理班 学事班	学校教育課	指導班	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 _____	<table><tr><th>部</th><th>課</th><th>室及び班</th></tr><tr><td rowspan="3">教育部</td><td>教育総務課</td><td>総務班 施設管理班 学事班</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>指導班</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 <u>複合公共施設開設準備室</u></td></tr></table>	部	課	室及び班	教育部	教育総務課	総務班 施設管理班 学事班	学校教育課	指導班	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 <u>複合公共施設開設準備室</u>
部	課	室及び班																			
教育部	教育総務課	総務班 施設管理班 学事班																			
	学校教育課	指導班																			
	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 _____																			
部	課	室及び班																			
教育部	教育総務課	総務班 施設管理班 学事班																			
	学校教育課	指導班																			
	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 <u>複合公共施設開設準備室</u>																			

議案第12号

令和5年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

令和5年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示を別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

継続した支援を行うため、所要の改正を行うものです。

令和5年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の一部改正について

生涯学習課

1 改正理由

当該6件の補助金交付要綱は、令和6年3月31日までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

令和5年10月6日に開催された第3回補助金等審査会において、審査の結果、現行制度の継続が適当と認められました。

そのため、見直し期限を改めるとともに、文言を整理するものです。

- (1) 湯沢市連合婦人会運営補助金交付要綱
- (2) 湯沢市少年保護育成事業費補助金交付要綱
- (3) 湯沢市青少年健全育成事業費補助金交付要綱
- (4) 湯沢市芸術文化振興事業費補助金交付要綱
- (5) 湯沢市院内銀山史跡保存活動支援補助金交付要綱
- (6) 湯沢市郷土芸能活動費補助金交付要綱

2 制度の概要及び改正内容

(1) 湯沢市連合婦人会運営補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

婦人会が効率的かつ安定的な発展を目指し、自主的な運営を行うために要する経費の一部を補助し、市民生活の向上及び地域社会の発展を図るものです。

改正の内容

条項	現在の内容	改正案
第4条	(補助対象経費) 第4条 略 (1)～(3) 略 (4) 地域活動_____	(補助対象経費) 第4条 略 (1)～(3) 略 (4) 地域活動 <u>及び単会活動</u>
附則 第2項	教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 湯沢市少年保護育成事業費補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

湯沢地区少年保護育成委員会が自主的に行う事業に要する経費の一部を補助し、青少年の非行の防止及び健全な育成を図るものです。

改正の内容

条項	現在の内容	改正案
附則 第2項	教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 湯沢市青少年健全育成事業費補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

青少年育成湯沢市民会議が自主的に行う事業に要する経費の一部を補助し、青少年の健全な育成に資する活動を推進するものです。

改正の内容

条項	現在の内容	改正案
附則 第2項	教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 湯沢市芸術文化振興事業費補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

湯沢市芸術文化協会が自主的に行う事業に要する経費の一部を補助し、地域の芸術文化の振興及び芸術文化に対する市民意識の高揚を図る活動を推進するものです。

改正の内容

条項	現在の内容	改正案
第3条	(補助対象経費) 第3条 略 (1)～(2) 略	(補助対象経費) 第3条 略 (1)～(2) 略 (3) 前条に掲げる目的に資する 事業等の開催
附則 第2項	教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 湯沢市院内銀山史跡保存活動支援補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

院内銀山史跡保存顕彰会が県指定史跡「旧院内銀山跡」及び当該史跡に関連する文化遺産の保存及び活用を図る事業に要する経費の一部を補助し、史跡等の保護に資するものです。

改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
附則 第2項	教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(6) 湯沢市郷土芸能活動費補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

郷土芸能の保存及び継承に取り組んでいる市内の小中学校における郷土芸能クラブの活動に要する経費の一部を補助することにより、地域の文化遺産の保存、継承及び振興を図るものです。

改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
附則 第2項	教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和6年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

令和５年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

令和６年 月 日
教育委員会告示第 号

(湯沢市連合婦人会運営補助金交付要綱の一部改正)

第１条 湯沢市連合婦人会運営補助金交付要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第４号中「地域活動」の次に「及び単会活動」を加える。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

(湯沢市少年保護育成事業費補助金交付要綱の一部改正)

第２条 湯沢市少年保護育成事業費補助金交付要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

(湯沢市青少年健全育成事業費補助金交付要綱の一部改正)

第３条 湯沢市青少年健全育成事業費補助金交付要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

(湯沢市芸術文化振興事業費補助金交付要綱の一部改正)

第４条 湯沢市芸術文化振興事業費補助金交付要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号の次に次の１号を加える。

(３) 前条に掲げる目的に資する事業等の開催

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

(湯沢市院内銀山史跡保存活動支援補助金交付要綱の一部改正)

第５条 湯沢市院内銀山史跡保存活動支援補助金交付要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

(湯沢市郷土芸能活動費補助金交付要綱の一部改正)

第６条 湯沢市郷土芸能活動費補助金交付要綱（令和３年湯沢市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和５年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備
に関する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
湯沢市連合婦人会運営補助金交付要綱	
(補助対象経費)	(補助対象経費)
第４条 略	第４条 略
(１) 略	(１) 略
(２) 略	(２) 略
(３) 略	(３) 略
(４) 地域活動_____	(４) 地域活動 <u>及び単会活動</u>
附 則	附 則
(検討)	(検討)
２ 教育委員会は、 <u>令和６年３月３１日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	２ 教育委員会は、 <u>令和９年３月３１日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
湯沢市少年保護育成事業費補助金交付要綱	
附 則	附 則
(検討)	(検討)
２ 教育委員会は、 <u>令和６年３月３１日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	２ 教育委員会は、 <u>令和９年３月３１日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
湯沢市青少年健全育成事業費補助金交付要綱	
附 則	附 則
(検討)	(検討)
２ 教育委員会は、 <u>令和６年３月３１日</u> ま	２ 教育委員会は、 <u>令和９年３月３１日</u> ま

でに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	でに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
湯沢市芸術文化振興事業費補助金交付要綱	
(補助対象経費)	(補助対象経費)
第3条 略	第3条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
	(3) <u>前条に掲げる目的に資する事業等の開催</u>
附 則	附 則
(検討)	(検討)
2 教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	2 教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
湯沢市院内銀山史跡保存活動支援補助金交付要綱	
附 則	附 則
(検討)	(検討)
2 教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	2 教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
湯沢市郷土芸能活動費補助金交付要綱	
附 則	附 則
(検討)	(検討)
2 教育委員会は、 <u>令和6年3月31日</u> ま	2 教育委員会は、 <u>令和9年3月31日</u> ま

でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。	でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。
---	---

議案第13号

湯沢市学校給食費補助金交付要綱の制定について

湯沢市学校給食費補助金交付要綱を制定する告示を別紙のとおり提出する。

令和6年3月15日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

学校給食費を無償化するため、制定するものです。

湯沢市教学校給食費補助金交付要綱の制定について

教育総務課

1 制度の背景及び目的

安心して子どもを生み育てられるやさしいまちを目指し、出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援の施策の一つとして、学校給食の無償化を実施するため、制定するものです。

2 内容

給食費の免除対象とならない市内の児童生徒の保護者に対して、学校給食費相当額を補助することで、学校給食費の無償化を図ります。

(1) 対象者の範囲

市内の児童生徒で、次のいずれかに該当する児童生徒の保護者

- ア．県立の小中学校に通学する児童生徒
- イ．市外の学校給食実施小中学校に通学する児童生徒
- ウ．市外の学校給食未実施小中学校に通学する児童生徒
- エ．食物アレルギー等により弁当を持参する児童生徒

(2) 補助金の額

学校給食費相当額とする。

ただし、次の額は除く。

- ア．生活保護法に規定する教育扶助により学校給食費として支給された額
- イ．学校教育法に規定する自治体が行う就学援助により学校給食費として支給された額
- ウ．特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定により支弁された額
- エ．他の地方公共団体の制度により減額、免除、支給若しくは給付された額

※市立小中学校に在籍し、学校給食の提供を受ける児童生徒の保護者に対しては、給食費を徴収せずに免除する方法で学校給食費の無償化を図ることとしております。

3 実施時期等

施行日：令和6年4月1日

※補助金交付要綱は添付のとおり。

令和6年度から令和11年度までの無償化対象者数・金額の推計

令和6年4月1日 推計 【令和6年度】

	① 免除		② 補助		計 (①+②)	
	対象者	金額	対象者	金額	対象者	金額
小学生	1,121	62,776,000	33	1,848,000	1,154	64,624,000
中学生	631	40,384,000	31	1,984,000	662	42,368,000
計	1,752	103,160,000	64	3,832,000	1,816	106,992,000

令和7年4月1日 推計 【令和7年度】

	① 免除		② 補助		計 (①+②)	
	対象者	金額	対象者	金額	対象者	金額
小学生	1,057	59,192,000	33	1,848,000	1,090	61,040,000
中学生	623	39,872,000	31	1,984,000	654	41,856,000
計	1,680	99,064,000	64	3,832,000	1,744	102,896,000

令和8年4月1日 推計 【令和8年度】

	① 免除		② 補助		計 (①+②)	
	対象者	金額	対象者	金額	対象者	金額
小学生	997	55,832,000	33	1,848,000	1,030	57,680,000
中学生	581	37,184,000	31	1,984,000	612	39,168,000
計	1,578	93,016,000	64	3,832,000	1,642	96,848,000

令和9年4月1日 推計 【令和9年度】

	① 免除		② 補助		計 (①+②)	
	対象者	金額	対象者	金額	対象者	金額
小学生	909	50,904,000	33	1,848,000	942	52,752,000
中学生	591	37,824,000	31	1,984,000	622	39,808,000
計	1,500	88,728,000	64	3,832,000	1,564	92,560,000

令和10年4月1日 推計 【令和10年度】

	① 免除		② 補助		計 (①+②)	
	対象者	金額	対象者	金額	対象者	金額
小学生	854	47,824,000	33	1,848,000	887	49,672,000
中学生	543	34,752,000	31	1,984,000	574	36,736,000
計	1,397	82,576,000	64	3,832,000	1,461	86,408,000

令和11年4月1日 推計 【令和11年度】

	① 免除		② 補助		計 (①+②)	
	対象者	金額	対象者	金額	対象者	金額
小学生	780	43,680,000	33	1,848,000	813	45,528,000
中学生	520	33,280,000	31	1,984,000	551	35,264,000
計	1,300	76,960,000	64	3,832,000	1,364	80,792,000

※②補助金対象者は令和5年度の対象者と同数として試算

○湯沢市学校給食費補助金交付要綱

令和6年3月 日
教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成17年湯沢市規則第50号)に定めるもののほか、学校給食費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の規定に基づく保護者(学校教育法第16条(昭和22年法律第26号。以下「法」という。))に規定する保護者をいう。以下同じ。)が負担すべき学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部(以下「学校等」という。)に在籍し、市内に住所を有する児童及び生徒(以下「児童等」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する保護者は、補助対象者としてしない。

- (1) 湯沢市学校給食費に関する条例(平成28年湯沢市条例第33号。以下「条例」という。)第5条の規定により学校給食費を免除されている保護者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助により学校給食費の支給を受けている保護者
- (3) 法第19条に規定する援助により学校給食費の支給を受けている保護者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、学校給食費の相当額とする。ただし、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条の規定により支弁された額又は他の地方公共団体の制度により減額、免除、支給若しくは給付された額を除くものとする。

2 前項に規定する学校給食費の相当額とは、次に掲げる額とする。

- (1) 在籍する学校等で学校給食を実施し学校給食の提供を受けている場合、湯沢市学校給食費に関する条例施行規則（平成29年湯沢市規則第2号。以下「規則」という。）別表に規定する額と徴される1食当たりの学校給食費を比較し低い方の額に提供された学校給食の食数を乗じて得た額とし、条例別表に規定する額を上限とする。
- (2) 在籍する学校等で学校給食を実施していない場合、規則別表に規定する額に児童等の出席日数を乗じて得た額とし、条例別表に規定する額を上限とする。
- (3) 在籍する学校等で学校給食を実施しているが学校給食の提供を受けていない場合、規則別表に規定する額に児童等が昼食を持参した日数を乗じて得た額とし、条例別表に規定する額を上限とする。ただし、児童等が昼食を持参した日数から学校行事等により児童等の属する学級が学校給食の提供を受けなかった日を除くものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、市が定める期日までに、学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に申請者が負担する学校給食費の管理及び徴収を行う者が交付する学校給食費等証明書（様式第2号）又は児童等が属する学校の学校長若しくは学校給食費の管理及び徴収を行う者が交付する給付日数等証明書（様式第3号）を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、申請の内容に疑義がある場合は、申請者に対し必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、学校給食費補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

（補助金の返還）

第7条 前条第1項の通知を受けた申請者は、対象期間において、第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その旨を市長に報告するとともに、補助金の額と補助対象期間に応じて算出した額との差額を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 教育委員会は、令和9年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

学校給食費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住所

（保護者） 氏名

電話番号

学校給食費補助金の交付を受けたいので、湯沢市学校給食費補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

また、実績を報告し、補助金を請求します。

1. 申請（実績報告・請求）額 _____ 円

2. 児童生徒氏名 _____

3. 児童生徒所属 (学校名) _____ 年 組

4. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 農業協同組合			本店 支店					
口座種別	普通・当座	口座番号							
口座名義人	フリガナ								
	氏名								

振込先は申請者本人の口座を記入し、口座番号は右づめで記入してください。

添付書類

- (1) 振込先が確認できるものの写し
- (2) 学校給食費等証明書（様式第 2 号）又は給付日数等証明書（様式第 3 号）

様式第2号（第5条関係）

学校給食費等証明書

（※学校給食の提供を受けている児童生徒用）

対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
児 童 生 徒 氏 名		
児 童 生 徒 所 属	(学校名)	年 組
給 食 費 (A)	円	
	学校給食の提供食数及び1食当たりの単価 (食 × 円/食)	
給 付 等 額 (B)	円	
負担額（申請額） (A) － (B)	円	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日



※給付等額（B）とは生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により学校給食費として支給された額、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する自治体が行う就学援助により学校給食費として支給された額、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定により支弁された額又は他の地方公共団体の制度により減額、免除、支給若しくは給付された額

様式第3号（第5条関係）

給付日数等証明書

（※学校給食の提供を受けていない児童生徒用）

対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
児 童 生 徒 氏 名		
児 童 生 徒 所 属	(学校名)	年 組
給付日数 (A)	日	
1食当たりの額 (B)	☐ 小学校相当額 円 ☐ 中学校相当額 円	
申請額 (A) × (B)	円	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日



※給付日数（A）学校給食の提供がある学校の場合は、対象児童生徒の属する学級が学校給食の提供を受けた日数とし、学校給食を実施していない学校の場合は児童生徒の出席日数とする。

※1食当たりの額（B）の小学校相当額とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に属するものとし、中学校相当額とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部に属するものとする。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

湯沢市長



学校給食費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった学校給食費補助金の交付について、審査の結果、次のとおり交付を確定しましたので、湯沢市学校給食費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1. 交付確定額 円

2. 交付の条件

- （1） 交付決定兼確定後に他の制度により学校給食費の支給を受けることとなった場合は、速やかに報告すること。